

平成30年度

廃屋・空き家の除却補助制度について（二次募集）

近年、廃屋・空き家の増加に伴い、老朽家屋の倒壊や建築材の飛散等の危険を含む問題が増加しています。廃屋・空き家の管理不全な状態による事故や火災の発生は、第三者へ被害を与えてしまう場合があります。そこで、紋別市では、廃屋・空き家を除却することにより、市民の安全で安心な暮らしを確保するとともに、地域の良好な景観の保全に資することを目的として、所有者等が廃屋・空き家を除却しようとする場合にその費用の一部を補助する制度を設けました。

受付期間

平成30年8月1日（水）～ 平成30年8月24日（金）

補助対象者

- ・補助対象者の世帯全員の合計収入が350万円未満（直近3年間の収入金額の合計額の平均が350万円未満）であること（市内、市外居住を問いません）
- ※同一年度における申請は一世帯につき1回。

補助要件（次の要件の全てを満たす方が対象となります）

- ・個人が所有している廃屋・空き家であること
- ・一戸建ての住宅（併用住宅に関しては協議願います）
- ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- ・原則、紋別市都市計画区域のうち用途地域に存すること
- ・廃屋、空き家等の存する一団の土地は除却後に更地とすること
- ・除却工事一式を12月20日までに完了すること
- ・現地確認を行い不良住宅に判定されるもの（受付期間終了後 現地調査を実施します）

除外要件（次の要件のいずれか一つでも該当すると申請出来ません）

- ・除却について権原を有しない者
- ・共有者がある場合又は所有権以外の物権の設定があり除却の同意が得られない者
- ・世帯全員の収入金額が規則で定める基準額を超えている者
- ・所有者等が直営で行う、または、建設業を営む事業者以外に除却工事を発注する場合

補助金の額（上限100万円）

次の算定のいずれか少ない額とする

- 1.基準による算定（延べ面積×国土交通大臣の定める除却工事費1㎡当たりの額×8/10）
（※参考 昨年度 国土交通大臣の定める除却工事費1㎡当たりの額 26,000円）
- 2.見積書の8/10（空き家等の解体、運搬及び処分に要する額×8/10）

補助制度の申込み

申込書につきましては、直接担当係または市ホームページより取得できます。

また、申込手続等、何かご不明な点が御座いましたらお気軽に下記までお問い合わせください。

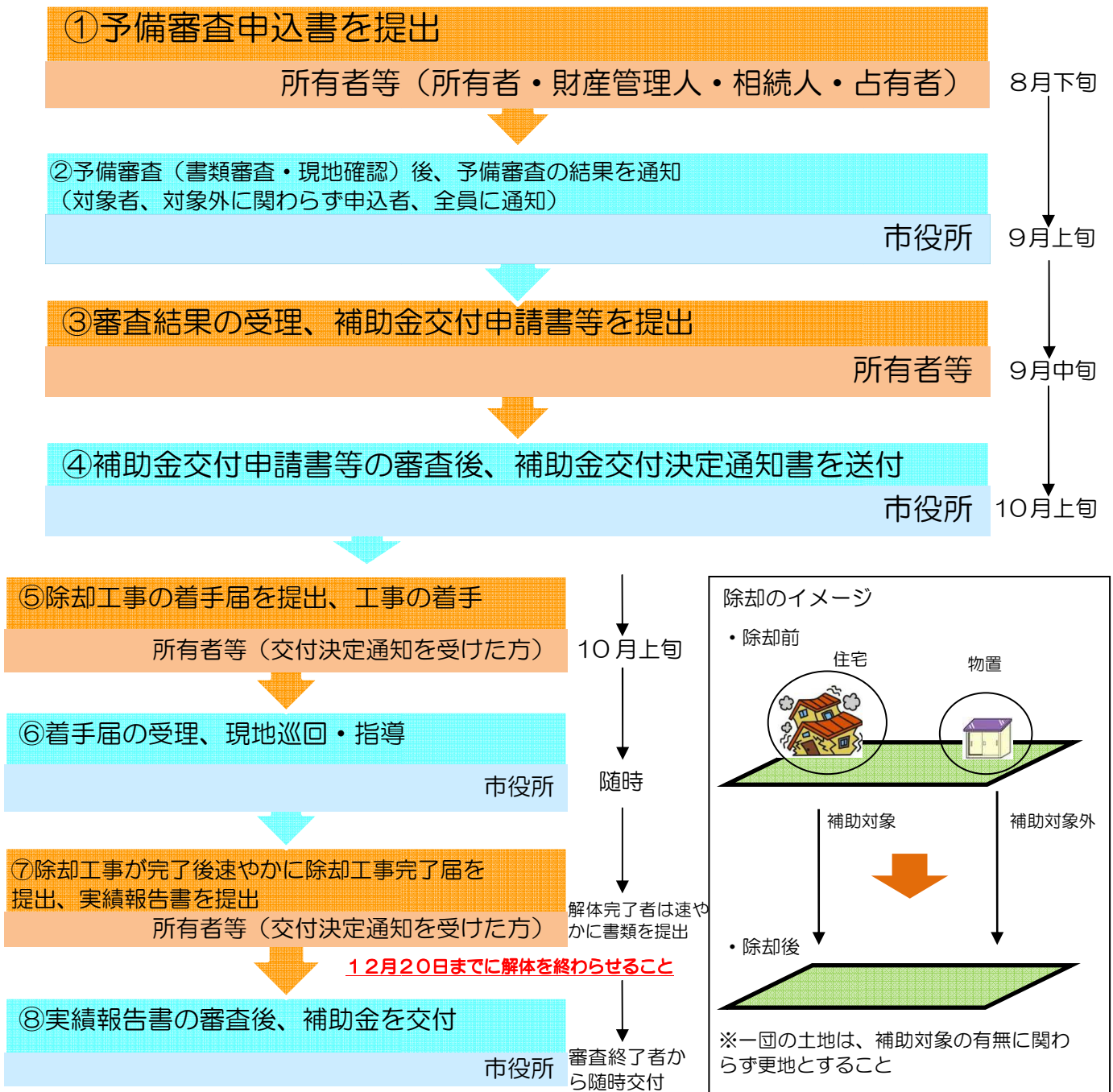
【問合わせ先】

紋別市建設部都市建築課住宅政策担当

Tel 0158 - 24 - 2111（内線343・342）

1. 手続きから補助金交付までの流れ

各種手続時期



2. 予備審査申込の際必要となる書類

1. 予備審査申込書
2. 各種図面（廃屋・空き家の所在地の案内図、配置図、平面図、及び現況写真2方向より4面撮影）
3. 見積書（廃屋・空き家の解体費、運搬費、処分費に関する内訳が記載されたものに限る）

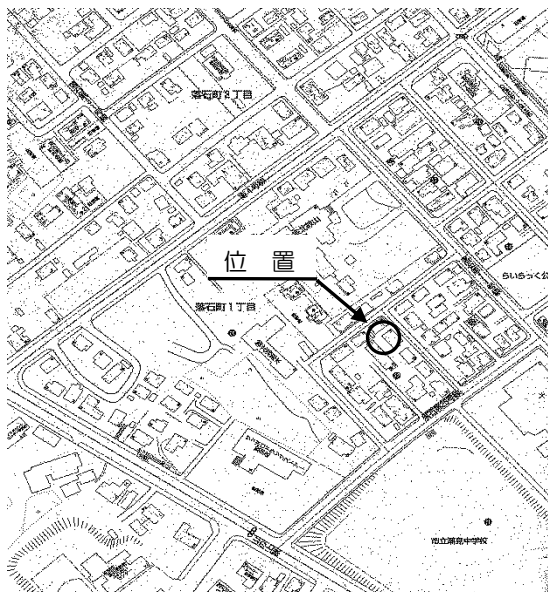
※不良住宅と判定された住宅が多数ある場合、不良度測定基準の点数が高い建物から順に予算の範囲内で補助金の交付を行いますので、御了承ください。

罰則規定

・申請者が補助金を他の用途に使用する、又は補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件等に違反、虚偽その他不正があった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、交付した補助金の返還を命ずることができます。

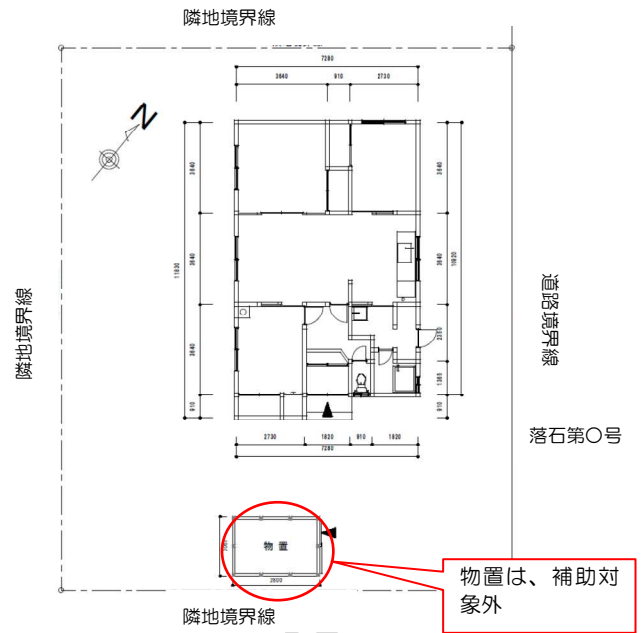
各種図面の参考例

図面



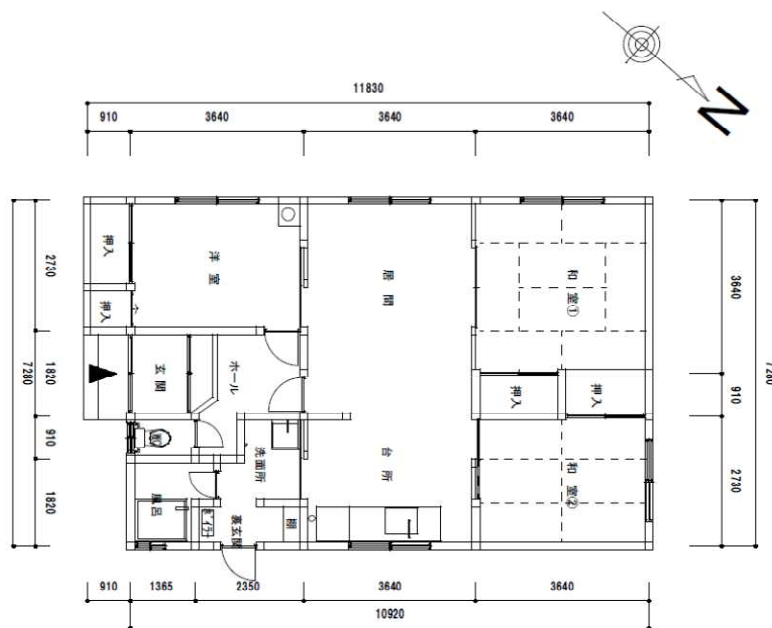
案内図

(建築物の位置がわかる図面)



配置図

(該当建築物の配置や敷地との位置関係がわかる図面)



1階平面図

(各階の間取りや出入口などの配置及び寸法がわかる図面)

写真



① 1方向2面



② 1方向2面

予備審査申込書の記載例

廃屋・空き家対策事業

予備審査申込書							
申込者	現住所 紋別市幸町2丁目1番18号			(ふりがな) 氏名	もんべつ たろう 紋別 太郎		
	電話(自宅) 0158-24-0000 (連絡先) 090-0000-0000						
氏名		続柄	生年月日	勤務先	年収		
					前年	2年前	3年前
権利者	紋別 太郎	本人	S00・00・00	㈱紋別商事	320	320	320
世帯者構成	紋別 花子	妻	S00・00・00	無職	0	0	0
			・				
			・				
			・				
			・				
			・				
			・				
					総収入 (年平均)	320万円	
空き家等の所在地	地番	紋別市幸町2丁目〇番〇〇		建築年度	S55.〇.〇〇		
	構造	木造	階数	1階	現況	空き家・その他 ()	
	建築面積	60m²	登記	登記済・未登記・不明	除却工事見積額	1,260,000円	
	延べ面積	60m²	除却に関する権原	有 ・無	備考 物置も一団の土地に存するが、別途自己負担により撤去する。		
<p>宣 言 書</p> <p>1 この申込書に記入した事項は、すべて事実と相違ありません。</p> <p>2 この申請書に偽りの事項があった場合は、申込における審査決定の取消しを受けても異議を申し立てしません。</p> <p>3 この申込書に記入した事項及び当該事業の該当の有無に関する調査に同意します。(所得証明、権利関係、現地調査、世帯構成、生計等を含む)</p> <p>4 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。</p> <p style="text-align: right;">平成30年 〇月〇〇日</p> <p>紋別市長 様</p> <p style="text-align: right;">申込者 氏名 紋別 太郎 印 代理人</p>							

上記で得られる情報については、当該事業以外には使用しません。